

## 枚方市専門委員設置規則（抜粋）

昭和58年10月29日

規則第65号

(設置)

第1条 本市に、地方自治法(昭和22年法律第67号)第174条に規定する専門委員を置く。

(名称等)

第2条 専門委員の名称、定数、調査項目及び庶務を担当する課等は、別表に掲げるとおりとする。

(任期)

第3条 専門委員の任期は、2年以内とする。ただし、専門委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 専門委員の再任は、妨げない。

(協議会)

第4条 専門委員が調査した事項について検討するため、別表に掲げる専門委員の種類ごとに協議会を設けることがある。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、専門委員の互選による。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行し、会長が欠けたときはその職務を行う。

(招集)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

(議長)

第7条 会長は、協議会の会議の議長となる。

第8条 協議会は、その議決をもつて専門委員の意見を拘束することができない。

(部会)

第9条 協議会は、特定の項目について調査させるため、特定の専門委員による部会を設けることができる。

2 第5条から前条までの規定は、部会について準用する。

(幹事)

第10条 協議会の事務を処理するため、幹事を置くことができる。

2 前項の幹事を置くときは、市長がその職を指定する。

(資料要求等)

第11条 専門委員又は協議会は、関係者に対して調査に係る資料を要求し、又は説明を求めることができる。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

名称	定数	調査項目	庶務を担当する課等
特別史跡百済寺跡 再整備検討委員	10人以内	特別史跡百済寺跡の再整備 に関すること。	観光にぎわい部 文化財課